

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十八年四月五日から同月十八日までの間縦覧に供します。

平成二十八年四月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
新宅 一也	五條市丹原町六八三番地	五條市丹原町六三〇番	
益田 吉博	五條市滝町三五九番地	五條市南阿田町三七三番ほか二筆	
株式会社空土	奈良市水間町一二四番地の一	奈良市都祁白石町六六四番ほか九筆	
株式会社空土	奈良市水間町一二四番地の一	大和郡山市横田町四七四番	
南口 真弘	大和郡山市小泉町三七一番地三	大和郡山市小泉町二〇三番ほか七筆	

二 申請年月日

平成二十八年三月二十八日